

広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十号

広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成十七年広島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「一般被保険者（退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。）」「を「被保険者」に、「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金の納付に要する費用の額から、法第七十条第一項第二号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金及び同法の規定による後期高齢者支援金の納付に要する費用の額（同法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）」に改める。
附則に次の三項を加える。

7 法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村（以下「退職被保険者等所属市町村」という。）における第四条の規定の適用については、同条第一項第一号中「被保険者」とあるのは「一般被保険者（法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。）」と、「の納付に要する費用の額（同法）」とあるのは「（以下「後期高齢者支援金」という。）の納付に要する費用の額から、法附則第七条第一項第二号に規定する調整対象基準額及び後期高齢者支援金の額の合算額に同号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額（高齢者の医療の確保に関する法律）」とする。

8 平成二十五年三月三十一日までの間、市町（退職被保険者等所属市町村を除く。）に

おける第四条の規定の適用については、同条第一項第一号中「及び同法の規定による後期高齢者支援金」とあるのは、「、同法の規定による後期高齢者支援金及び同法の規定による病床転換支援金」とする。

9 平成二十五年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属市町村における附則第七項の規定により読み替えて適用する第四条の規定の適用については、同条第一項第一号中「及び同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）（「とあるのは、「、同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）（「及び同法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）（「と、及び後期高齢者支援金」とあるのは、「、後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。